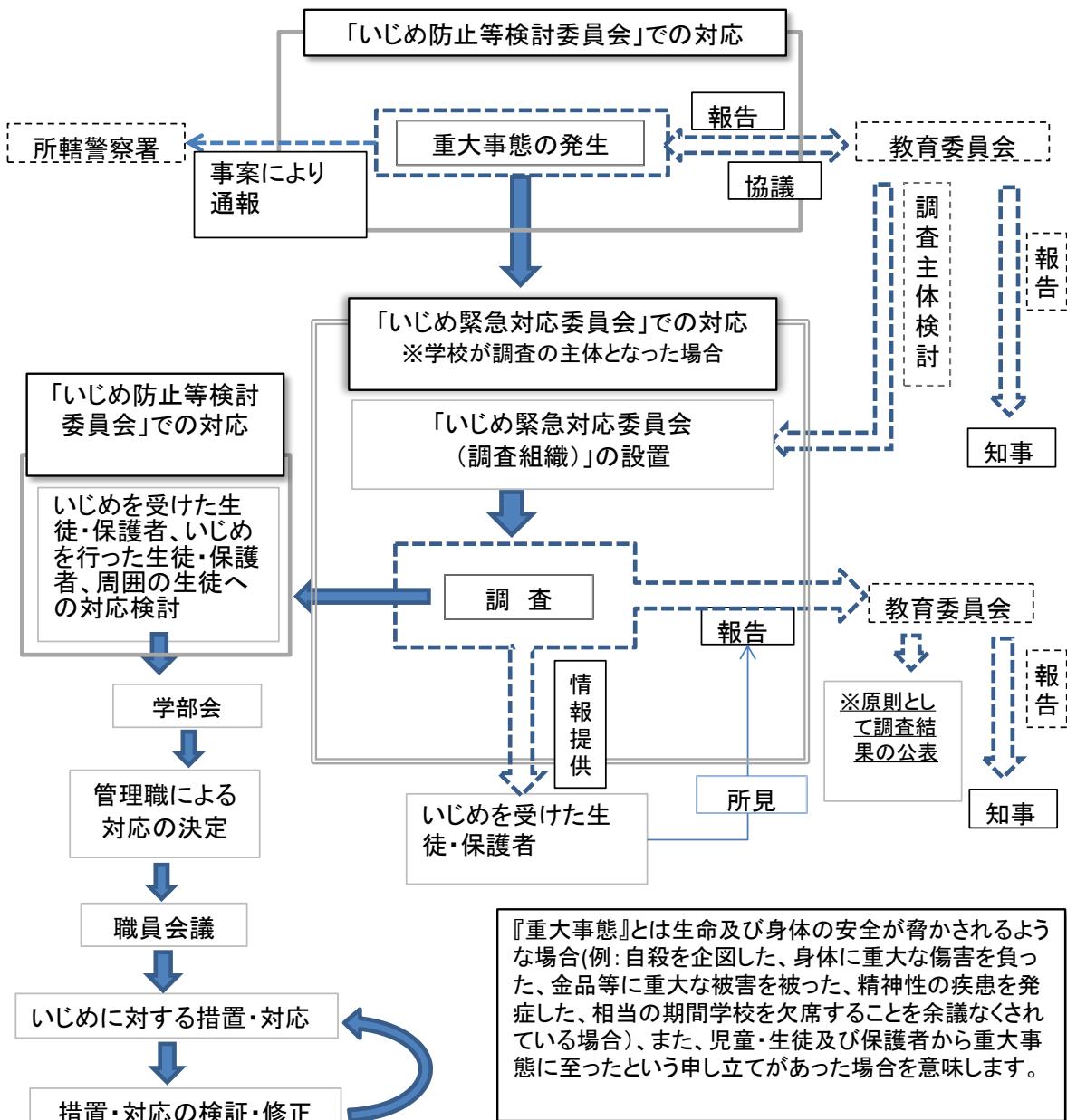


- ※ いじめ事案の内容によって学校が必要と認めたときは、所轄警察署に相談
・通報し連携する
- ※ いじめが解消している状態と判断した場合でも、いじめを受けた生徒及び
いじめを行った生徒の状況を日常的な関わりの中できめ細かく把握すると
ともに、生徒との対話を深めることなどを通じて、いじめの再発を防ぐ
- ※ いじめを行った生徒及びいじめを受けた生徒の双方に対し、心のケアを行い
心情に寄り添った指導を行う

○ いじめ事案への対応フロー図-②



- ※ いじめの重大事態については、国の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」により適正に対応する
- ※ 生徒やその保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する必要がある
- ※ 重大事態の調査主体が県教育委員会の場合は、県教育委員会へ資料等の提出など調査に協力する
- ※ 調査によって明らかになった事実関係については、いじめを受けた生徒・保護者に対して、適時・適切な方法で提供・説明を行う